

法 人 調 書

事業の内容	区分	現 在				権利取得後					
	生産する農畜産物										
	関連事業の内容										
	農業以外の事業										
	事業年度	農 業				農業以外の事業					
	3年前（実績）					円					
	2年前（実績）										
事業の状況	売上高										
	1年前（実績）										
	申請年（見込み）										
	2年目（見込み）										
構成員の状況	農業関係者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	農地等の提供状況		農業への年間従事日数		農作業の委託の状況
							権利の種類	面積	前年度実績	見込み	
	農業関係者以外の者										
業務執行役員の状況	役職	氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	年間農業従事日数		年間農作業従事日数			
						前年度実績	見込み	前年度実績	見込み		
						日	日	日	日		
使用人の状況											
その他参考となるべき事項											

- 注 1 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、「構成員の状況」欄は、記入を要しないこと。
- 2 「事業の内容」欄の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記入すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入すること。
- 3 「事業の内容」欄の「関連事業等の内容」とは、次のものをいう。
- (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 4 「売上高」欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び農業関連事業の売上高の合計を記入し、それ以外の事業の売上高については、「農業以外の事業」欄に記入すること。
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入すること。
- 5 「構成員の状況」欄の「農業関係者」欄は、農地法第2条第3項第2号イからチまでのいずれかに該当する者について記入すること。
- 6 「農業関係者」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記入すること。また、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入すること。
- 7 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農業関係者」の「農地等の提供の状況」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記入すること。
- 8 「使用人の状況」欄は、「業務執行役員」のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記入すること。
- 9 法人の定款の写しとともに組合員名簿又は株主名簿を添付すること。
- 10 承認会社である場合は、その事実を証する書面並びにその構成員の株主名簿及び構成員の議決権の数を記入した資料を添付すること。
- 11 「構成員の状況」欄の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等並びに「業務執行役員の状況」欄及び「使用人の状況」欄の国籍等の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記入すること（ただし、「構成員の状況」欄の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。
- 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記入すること。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。